

作成基準にかかる各項目の説明

行政コスト計算書に計上されるコストの範囲は、当該年度に提供した行政サービスに要する経費のうち、資産形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、不納欠損額、退職手当引当金繰入といった非現金支出を加えたものである。(非現金支出とは、当期に現金の支払いはないものの発生主義の観点から当期の費用として計上することが必要な費用)

1 行政コスト項目

(1) 人にかかるコスト

ア 人件費

議員報酬や職員等に対して支払われた給与等を計上。

イ 退職給与引当金繰入金等

18年度に新たに退職給与引当金として増加した額を計上。

(2) 物にかかるコスト

ア 物件費

賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等を計上。

イ 維持補修費

施設等の維持管理に要した経費を計上。

ウ 減価償却費

バランスシートに計上した有形固定資産の減価償却相当額を計上。

(3) 移転支的コスト

ア 扶助費

社会保障制度の一環として、法律に基づき現金又は物品として被扶助者に給付した金額を計上。

イ 補助費等

市町村への負担金、補助金及び交付金等を計上。

ウ 繰出金

普通会計以外の会計への繰出額を計上。

なお、バランスシート上で整理した定額運用基金への繰出金、公営企業会計(法非適)への貸付金、公営企業会計(法適)への借入金元金償還金は計上しない。

エ 普通建設事業費(他団体等への補助金等)

他団体(国、都道府県、一部事務組合、民間等)に支出した補助金、負担金等で当該地方公共団体の外に資産が形成されるものを計上。

(4) その他のコスト

ア 災害復旧事業費

被災した施設の復旧経費等を計上。

イ 公債費(利子分のみ)

バランスシートで経理されない県債の利子償還金及び一時借入金の利子償還金等を計上。

ウ 債務負担行為繰り入れ

第3セクター等の損失補償等に係る債務負担行為の設定額のうち債務が確定した金額を計上。

エ 不納欠損額

未収金で不納欠損処理を行った額を計上。

2 収入項目

(1) 使用料・手数料等

分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入の現年調定額を計上した。なお、繰入金はバランスシート上で経理する基金の取崩による繰入金、公営企業会計(法適)からの借入金、公営企業会計(法非適)からの貸付金元金償還金を、また、諸収入は、バランスシート上で経理される貸付金元金収入を計上しない。

(2) 国庫支出金

バランスシートに計上されない資産形成に資する国庫支出金以外の国庫支出金を計上。

(3) 一般財源

地方税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の現年調定額を計上。

(4) 正味資産国庫支出金

バランスシートの正味資産に計上した国庫支出金の償却額を計上。